

【資料2】

熊本都市道路ネットワーク検討会規約

(名称)

第1条 この会議は、熊本都市道路ネットワーク検討会（以下「本検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本検討会は、県都である熊本市を中心とした道路交通の課題を整理し、総合交通体系の基盤としての幹線道路に関わる計画、構想ならびに事業の実施について、調査、研究を行い、関係機関相互の連携を強化し、都市内交通の円滑化を踏まえつつ、熊本市を中心とした道路の総合的な計画の調整を図ることを目的とする。

(組織・運営)

第3条 本検討会は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。なお、必要に応じて、本検討会の承諾を得て委員を追加することができる。

- 2 本検討会に会長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長は、必要に応じて、本検討会を招集し、その運営、進行にあたるものとする。
- 5 会長に事故があった場合は、あらかじめ会長が指名した者が会長の職務を代行する。
- 6 会長は、必要に応じて、委員以外の者に出席を要請し、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 7 本検討会は、熊本県幹線道路協議会と密接な連携を図るものとする。

(委員の責務)

第4条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

- 2 委員の任期は、1年とするが、再任されることができる。
- 3 委員は、直接又は間接を問わず、特定の利害関係者の意見を代弁してはならない。
- 4 委員は、本検討会で知り得た情報を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。ただし、国土交通省、熊本県及び熊本市が、公表した情報又は認めた場合については、この限りではない。

(事務局)

第5条 本検討会の庶務を処理するため、事務局を国土交通省熊本河川国道事務所調査第二課、熊本県土木部道路都市局都市計画課及び熊本市都市建設局土木部道路整備課に置く。

事務局は、会議の円滑な運営にあたるとともに、議事録を整理するものとする。

(部会)

第6条 本検討会は、必要に応じて、特定の事項、課題を調査研究し、調整、協議を行うための部会等を設置することが出来る。

2 部会等の組織、運営については、別途規約を定めるものとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、本検討会の決議によらなければならない。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、本検討会の運営に必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、令和元年（2019年）6月27日から施行する。

熊本都市道路ネットワーク検討会 委員（第3条関係）

| 所属・役職 | 氏名 |
|----------------------------|-------|
| 熊本商工会議所副会頭 | 古庄 忠信 |
| 熊本大学くまもと水循環・減災研究教育センター 准教授 | 円山 琢也 |
| 国土交通省 熊本河川国道事務所長 | |
| 熊本県 土木部長 | |
| 熊本市 都市建設局長 | |

| | |
|-----|-----------------------|
| 事務局 | 国土交通省 熊本河川国道事務所 調査第二課 |
| | 熊本県 土木部 道路都市局 都市計画課 |
| | 熊本市 都市建設局 土木部 道路整備課 |